

(別紙 1－①)

仕 様 書

1 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

2 件名

令和7年度第3回 再生資源売却（プラザ アルミ缶プレス）

3 契約内容

下関市（以下「甲」という。）は、下関市内で分別収集され、下関市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）に搬入された『資源ごみ（びん・缶）』（クリーンセンター響から中継運搬された『資源ごみ（びん・缶）』も含む。）等を機械などで選別して得たアルミ缶を圧縮・成形処理したアルミ缶プレス（以下「再生資源」という。）をストックヤードへ保管後、有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。

乙は、売却された再生資源を再生のための資源として、適正に処理すること。

なお、乙はこの契約の履行に当たって、別紙2 特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

4 引渡期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、70トンとする。

また、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

下関市リサイクルプラザ（下関市古屋町一丁目18番1号）処理棟ストックヤード

8 搬出車両

(1) 乙は、再生資源を安全に積み込み及び搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、プラザで対応可能な寸法の車両を使用すること。

9 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員等の間で引渡し日及び時間帯を協議する。

車両への積み込みは、プラザ処理棟の運転管理業務委託を受けた者の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員がフォークリフト等重機で積み込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積み込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

1 0 計量

計量については、プラザに設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

1 1 引渡重量の算出方法

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量とする。

1 2 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積み込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

1 3 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1 4 その他

(1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。

(3) 再生資源の積み込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。

(別紙 1－②)

仕 様 書

1 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

2 件名

令和7年度第3回 再生資源売却（プラザ スチール缶プレス）

3 内容

下関市（以下「甲」という。）は、下関市内で分別収集され、下関市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）に搬入された『資源ごみ（びん・缶）』（クリーンセンター響から中継運搬された『資源ごみ（びん・缶）』も含む。）等を機械などで選別して得たスチール缶を圧縮・成形処理したスチール缶プレス（以下「再生資源」という。）をストックヤードへ保管後、有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。

乙は、売却された再生資源を再生のための資源として、適正に処理すること。

なお、乙はこの契約の履行に当たっては、別紙2 特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

4 引渡期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、40トンとする。

また、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

下関市リサイクルプラザ（下関市古屋町一丁目18番1号）処理棟ストックヤード

8 搬出車両

(1) 乙は、再生資源を安全に積込み及び搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、プラザで対応可能な寸法の車両を使用すること。

9 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員等の間で引渡し日及び時間帯を協議する。

車両への積込みは、プラザ処理棟の運転管理業務委託を受けた者の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員がフォークリフト等重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

1 0 計量

計量については、プラザに設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

1 1 引渡重量の算出方法

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量とする。

1 2 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積み込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

1 3 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1 4 その他

(1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。

(3) 再生資源の積み込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。

(別紙 1－③)

仕 様 書

1 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

2 件名

令和7年度第3回 再生資源売却（プラザ 破砕アルミ）

3 内容

下関市（以下「甲」という。）は、下関市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）に搬入された粗大ごみ等の一部を破砕機で破砕し、磁力選別機等で選別した後、ストックヤードに集められたアルミくず等非鉄金属に相当する破砕アルミ（以下「再生資源」という。）を有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。ただし、この再生資源には磁力選別機等の破砕・分別過程で付着した繊維やプラスチックなどの不適物が含まれる。

乙は、売却された再生資源を再生のための資源として、適正に処理すること。

なお、乙は、この契約の履行に当たっては、別紙2特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

4 引渡期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、9トンとする。

なお、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

下関市リサイクルプラザ（下関市古屋町一丁目18番1号）処理棟ストックヤード

8 搬出車両

(1) 乙は、再生資源を安全に積込み及び搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、プラザで対応可能な寸法の車両を使用すること。

9 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員等の間で引渡し日及び時間帯を協議する。

車両への積込みは、プラザ処理棟の運転管理業務委託を受けた者の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員がフォークリフト等重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

1 0 計量

計量については、プラザに設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

1 1 引渡重量の算出方法

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量とする。

1 2 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

1 3 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1 4 その他

(1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。

(3) 再生資源の積込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。

(別紙 1－④)

仕 様 書

1 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

2 件名

令和7年度第3回 再生資源売却（プラザ 鉄くず等）

3 内容

下関市（以下「甲」という。）は、下関市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）処理棟に搬入され、処理棟プラットホーム棟内の指定場所に集積する概ね鉄で構成されている非破碎雑品（ステンレス鍋、石油ストーブ（点火装置付を含む）、アルミ製品の一部などの混入有り。以下「再生資源」という。）を有償にて買受人（以下「乙」という。）に売却する。また、プラザから排出される『機械類の鉄製交換部品等』の一部なども併せて有償で乙に売却する。

乙は、買取った再生資源を再生のための資源として自ら又は提携先・売却先等の施設において、適正に処理すること。

乙は、この契約の履行に当たっては、別紙2特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

4 引渡期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、15トンとする。

なお、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

下関市リサイクルプラザ（下関市古屋町一丁目18番1号）指定場所

8 搬出車両

(1) 乙は、再生資源を安全に積込み及び搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、プラザで対応可能な寸法の車両を使用すること。

9 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員等の中で引渡し日及び時間帯を協議する。

車両への積込みは、プラザ処理棟の運転管理業務委託を受けた者の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員がフォークリフト等重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

1 0 計量

計量については、プラザに設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

1 1 引渡重量の算出方法

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量とする。

1 2 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

1 3 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1 4 その他

(1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。

(3) 再生資源の積込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。

(別紙 1－⑤)

仕 様 書

1 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

2 件名

令和7年度第3回 再生資源売却（響 鉄くず等）

3 内容

下関市（以下「甲」という。）は、クリーンセンター響（以下「響」という。）ストックヤードに集められた鉄くず等（金属製机、金属製ロッカー、石油ストーブ（点火装置付を含む）、鉄やステンレス製のフライパンなどのような、鉄くずを中心とする金属くずと、響から排出される『機械類の鉄製交換部品等』の一部。アルミくず、自転車、廃家電、使用済バッテリー、アルミホイール及び銅製品などのように、甲が別途売却等とする再生資源は除く。以下「再生資源」という。）を有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。

乙は、売却された再生資源を再生のための資源として、適正に処理すること。

なお、乙は、この契約の履行に当たり、別紙2特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

4 引渡期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、20トンとする。

なお、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

クリーンセンター響（下関市豊浦町大字宇賀13528番地12）ストックヤード

8 搬出車両

(1) 乙は、再生資源を安全に積込み及び搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、響で対応可能な寸法の車両を使用すること。

9 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員の間で引渡し日及び時間帯を協議する。

車両への積込みは、響に勤務する甲の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員が重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

1 0 計量

計量については、響に設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

1 1 引渡重量の算出方法

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量とする。

1 2 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

1 3 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1 4 その他

(1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。

(3) 再生資源の積込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。

(別紙 1－⑥)

仕 様 書

1 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

2 件名

令和7年度第3回 再生資源売却（吉母・奥山 鉄くず等）

3 内容

下関市（以下「甲」という。）は、吉母管理場又は奥山工場に搬入され、一時的に保管している粗大ごみ等の中から選り分けて、敷地内指定場所に集められた鉄くず等（①金属製机、金属製ロッカー、石油ストーブ（点火装置付を含む）、ショッピングカート（タイヤ付き、布等除去）などのような、鉄くずを中心とする金属くず。②吉母管理場における選別等業務により、ベッド用マットレスから除去されたスプリングなどのような金属くず。※自転車、廃家電、アルミサッシ、アルミホイール及び使用済バッテリーなどのように、甲が別途売却等とする再生資源は除く。以下「再生資源」という。）を有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。

売却された再生資源を再生のための資源として、適正に処理すること。

また、乙は、吉母管理場における再生資源の保管、積み込み及び搬出に使用するため、脱着式コンテナのような鉄箱等収納容器類（以下「収納容器類」という。）を用意し、甲に無償で貸与すること。（収納容器類は、吉母管理場に常時4個以上置くこと。）収納容器類の当契約初回の設置時期は、当契約を締結した日から当契約の引渡期間開始日までとする。

なお、乙は、この契約の履行に当たり、別紙2特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

4 引渡期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、38トンとする。

なお、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

下関市大字吉母字舟頭10332番地1	吉母管理場内の指定場所
下関市大字井田字桑木10378番地	奥山工場内の指定場所

8 搬出車両

(1) 乙は、再生資源を安全に積み込み及び搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、吉母管理場及び奥山工場で対応可能な寸法の車両を使用すること。

9 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員等の間で引渡し日及び時間帯を協議する。

車両への積込みは、吉母管理場に勤務する甲の職員及び奥山工場の運転管理業務委託を受けた者の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員が重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

10 計量

計量については、吉母管理場又は奥山工場に設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

1.1 引渡重量の算出方法

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量とする。

ただし、再生資源の保管、積込み及び搬出に使用するため、乙が吉母管理場に持ち込む収納機器類は、甲乙協議により、持ち込み収納容器類の重量相当の値の調整方法を定め、引渡重量の調整を行うこととする。

1.2 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

1.3 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1 4 その他

- (1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。
- (2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。
- (3) 再生資源の積込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。

(別紙 1 - ⑦)

仕 様 書

1 契約の種別

単価契約（1 トン当たり単価）

2 件名

令和7年度第3回 再生資源売却（響・吉母 アルミくず）

3 内容

下関市（以下「甲」という。）は、クリーンセンター響（以下「響」という。）および吉母管理場に集められたアルミくず（底が鉄製のIH対応鍋やフライパンなど〔鉄製・ステンレス製品等〕を除く。また、アルミホイール、廃棄自転車、携帯電話ほか廃家電及び使用済バッテリーなどのように、甲が別途売却等とする再生資源は除く。以下「再生資源」という。）を有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。

乙は、売却された再生資源を再生のための資源として、適正に処理すること。

なお、乙は、この契約の履行に当たり、別紙2 特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

4 引渡期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は1.5トンとする。

なお、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

クリーンセンター響（下関市豊浦町大字宇賀13528番地12）ストックヤード
吉母管理場（下関市大字吉母字舟頭10332番地1）内の指定場所

8 搬出車両

(1) 乙は、再生資源を安全に積込み及び搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、各引渡場所に対応可能な寸法の車両を使用すること。

9 引渡しの方法

事前に、乙と甲の職員の間で引渡し日及び時間帯を協議する。

車両への積込みは、各引渡場所に勤務する甲の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員が重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

1 0 計量

計量については、各引渡場所に設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

1 1 引渡重量の算出方法

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量とする。

1 2 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

1 3 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1 4 その他

(1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。

(3) 再生資源の積込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。

(別紙 1 - ⑧)

仕 様 書

1 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

2 件名

令和7年度第3回 再生資源売却（プラザ 破砕くず）

3 内容

下関市（以下「甲」という。）は、下関市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）に搬入された粗大ごみ等の一部を破砕機で破砕し、磁力選別機等で選別した後、ストックヤードに集められた破砕くず（以下「再生資源」という。）を有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。ただし、この再生資源には磁力選別機等の分別過程で分別できなかった繊維やプラスチックなどの不適物が含まれる。

乙は、売却された再生資源を再生のための資源として、適正に処理すること。

なお、乙は、この契約の履行に当たっては、別紙2 特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

4 引渡期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

5 引取頻度

乙は随時甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

6 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、59トンとする。

なお、この引渡重量は、売却重量を保証するものではない。

7 引渡場所

下関市リサイクルプラザ（下関市古屋町一丁目18番1号）処理棟ストックヤード

8 搬出車両

(1) 乙は、再生資源を安全に搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、プラザで対応可能な寸法の車両を使用すること。

9 引渡しの方法

事前に、甲の職員等と乙の間で引渡し日及び時間帯を協議する。

車両への積込みは、プラザ処理棟の運転管理業務委託を受けた者の職員（以下「施設職員」という。）が行う。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

10 計量

計量については、プラザに設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づ

く計量機を使用する。計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した再生資源を搬出するものとする。

1 1 引渡重量の算出方法

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量とする。

1 2 所有権の移転

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えた時をもって甲から乙に移転するものとする。

1 3 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に当該月に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に、1.1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

乙は、代金を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に払い込まなければならない。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙は、指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

1 4 その他

- (1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。
- (2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。
- (3) 再生資源の積込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。